

旭市公告第2号

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月19日

旭市長 米本 弥一郎

1 入札について

(1) 件名

旭市動画広告モニター設置管理業務委託

(2) 履行期間

令和8年6月1日（運用開始予定日）から令和13年5月31日までの5年間とする。

※最終的な運用開始日は、落札事業者と協議のうえ決定する。

(3) 設置場所

旭市役所本庁舎（旭市二の2132番地）

※詳細は別紙「設置箇所図」及び別記仕様書のとおりとする。

(4) 入札方法

入札書（様式第4号）の持参又は郵送による提出

(5) 入札書の提出期限及び方法

ア 提出期限

令和8年2月12日（木）午後5時必着とする。

イ 提出方法

（ア）持参による場合

土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までの間に、旭市役所行政改革推進課へ提出すること。

（イ）郵送による場合

一般書留、簡易書留又は配達記録郵便のいずれかの方法により送付すること。令和8年2月12日（木）午後5時までに到達したものに限り有効とする。

郵送して提出する場合は、行政改革推進課まで電話連絡すること。

（電話番号：0479-62-5345）

※ファックスや電子メールによる入札書の提出は受理しない。

※入札書は無地封筒（長型3号）に入れ、糊付けをして裏面の上中下3箇所に割印し、表面に、件名・氏名（法人は商号又は名称）を記載すること。

(6) 開札日時

令和8年2月13日（金）午後2時00分

- (7) 開札場所
旭市役所 本庁舎 2階 会議室 203
※開札の立ち合いは求めないものとする。
- (8) 入札保証金
免除。(旭市財務規則 132 条第 1 項第 3 号(平成 17 年 7 月 1 日旭市規則第 36 号)の規定による。)
- (9) 最低提案賃貸借料
50 万円(年額)。
なお、最低提案賃貸借料には消費税相当分を含まないものとする。

2 賃貸借料

入札書に記載された提案賃貸借料（消費税及び地方消費税相当額を除いた金額）に、当該税額を加算した金額をもって賃貸借料とする。

3 賃貸借条件等

- (1) 設置する端末の仕様及び設置場所の詳細は、別記仕様書による。
- (2) 端末の設置及び撤去に要する工事費、移設費等の費用は、すべて事業者の負担とする。
- (3) 端末の稼働に係る電気料金は事業者の負担とする。電気料金は旭市役所本庁舎の電気料金単価にモニターの定格消費電力を乗じて算定し、請求（年度に 1 回）するものとする。
- (4) 端末の運用に必要な費用（通信費用、コンテンツの作成・更新費用、外部コンテンツの使用料、修繕費等）は、事業者の負担とする。
- (5) 事業者は、契約期間が満了し、又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復を行うものとする。なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償を旭市に請求することはできない。

4 広告

- (1) 事業者は、端末により広告を放映する広告主の選定及び広告内容について、「旭市広告掲載基準要綱」その他関係要綱・要領を遵守するとともに、事前に旭市の審査を受け、その承認を得なければならない。
- (2) 広告の内容・デザイン等が前項の要綱等に違反しているとき、又は広告としてふさわしくないと旭市が判断したときは、旭市は事業者及び広告主に対し広告内容等の修正を求めることができるものとし、事業者及び広告主はこれに従わなければならない。なお、修正に係る費用は事業者及び広告主の負担とする。

5 遵守すべき事項等

- (1) 本市との協議等
事業者は、事業の実施に際し、構造物の仕様、施工管理方法、実施体制、

スケジュール、運用及び広告等の内容に関する事項について、あらかじめ旭市と協議し、その承認を受けなければならない。

(2) 事業に係るその他注意事項

- ア 事業者は、端末の設置に際し、施設の維持管理及び災害時の避難誘導の支障となる構造としなければならない。
- イ 事業者は、端末の転倒、破損等により施設利用者等に危険を生じない方法により設置しなければならない。
- ウ 事業者は、端末の設置、撤去、メンテナンス、掲出する広告の変更作業等を行う場合は、事前に旭市と日程を調整しなければならない。
- エ 事業者は、端末が毀損、汚損、紛失等した場合は、速やかに復旧等の適切な措置を講じるものとし、その費用は事業者の負担とする。
- オ 事業者は、入札条件を遵守し、賃貸借料及び電力料金を旭市が指定した期限までに確実に納付すること。
- カ 事業者は、端末を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

6 入札に関する注意事項

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額(365日分の貸付料)に、当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とする。このため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載しなければならない。
- (2) 提出された入札書を旭市が開札し、旭市が定める最低提案賃貸借料以上で、最も高い価格をもって入札した者を落札者として決定する。
- (3) 落札者となるべき同価入札をした者が2社以上あるときは、後日くじにより落札者を決定する。
- (4) 応札者がいない場合は不調とする。
- (5) 落札者がいない場合は不落とする。

7 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は無効とする。（旭市財務規則134条に準じる。）

- (1) 入札者が2以上の入札をしたとき。
- (2) 入札書に記載した金額を訂正した入札又は入札書に記名押印しないで行った入札。
- (3) 入札書の記載が不明瞭で判読できないとき。
- (4) 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき。
- (5) 入札に際し、不当に連合し、又は著しく不誠実な入札をしたとき。
- (6) 応募者の資格・要件等を満たさない者が行った入札。
- (7) その他入札に関する条件に違反した者が行った入札。

8 応募者の資格・要件

入札に参加できるのは、旭市の入札参加資格者名簿の「委託」の大分類(広告・催事)」に登録がある者のうち、次の各号の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 公告日から起算して過去3年以内に、官公署との本件と同種又は類似するデジタルサイネージの設置・運用及び広告媒体運営に関する業務の履行実績を有すること。
また、当該実績を証明する契約書の写し、注文書の写しその他これに類する書類を添付できること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 掲載する広告について、その内容を審査できる体制が整えられていること。
- (4) 旭市の市税を滞納していないこと。（市税の課税がある場合）
- (5) 旭市から入札参加制限を受けている者でないこと。
- (6) 旭市契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成26年旭市告示第37号）に基づく入札参加排除措置を、募集要項公告日から契約の締結日までに、受けていないこと。

9 スケジュール（予定）

本事業の主なスケジュールは、次のとおりとする。ただし、必要に応じて変更する場合がある。

No.	項目	日程
1	公告 質問・参加申込書受付開始	令和8年1月19日（月）
2	質問受付期限	令和8年1月23日（金）
3	質問回答日	令和8年1月27日（火） ※回答日前に順次回答する場合あり
4	参加申込書受付期限	令和8年1月30日（金）
5	参加資格確認通知	令和8年2月4日（水）
6	入札書提出期限	令和8年2月12日（木）
7	開札・事業者決定	令和8年2月13日（金）
8	契約	令和8年2月20日（金）

9	運用開始	令和8年6月1日（月）
---	------	-------------

10 申請手続等

(1) 申請受付期間

令和8年1月19日（月）から令和8年1月30日（金）午後5時必着とする。

(2) 申請受付場所

〒289-2595

千葉県旭市二の2132番地

旭市役所 行政改革推進課 行政改革班

(3) 申請方法

ア 窓口による提出

土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

イ 郵送による提出

一般書留、簡易書留又は配達記録郵便のいずれかの方法により送付すること。

申請受付期間を過ぎて到着したものは失格とする。

郵送して提出する場合は、行政改革推進課まで電話連絡すること。（電話番号：0479-62-5345）

※ファックスや電子メールによる提出は受理しない。

(4) 申請様式等

参加資格確認申請書、委任状、質問書その他本件に係る様式は、旭市ホームページに掲載する入札情報の当該案件ページからダウンロードするものとする。窓口での紙媒体配布は行わない。

(5) 提出書類

ア 参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 現在事項全部証明書の写し（発行後3か月以内のもの）

ウ 印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）

エ 市税の完納証明書（旭市の税が課税されている場合のみ）（発行後3か月以内のもの）

オ 類似業務実績調書（任意様式。ただし前記8(1)の実績がわかるよう記載すること。）

カ 類似業務に係る契約書の写し、注文書の写しその他実績を証する書類

キ 委任状（受任者を設定する場合。様式第2号）

(6) 参加資格確認結果通知

参加資格確認結果通知は、令和8年2月4日（水）までに、申請書に記載した電子メールアドレス宛てに電子メールにより送付するものとする。郵送に

による通知は行わない。（電子メールがない場合は、事前に相談すること。）

11 質問書の受付及び回答

(1) 質問書受付期間

令和8年1月19日（月）午前8時30分から令和8年1月23日（金）
午後5時まで

(2) 提出方法

質問は、質問書（様式第3号）を電子メールに添付し、次の宛先に送信すること。

電子メールの件名には、必ず「旭市動画広告モニター設置管理業務委託質問」と記載すること。

メール送付後、行政改革推進課まで電話連絡すること。（電話番号：0479-62-5345）

(3) 提出先（メールアドレス）

gyokaku@city.asahi.lg.jp

(4) 回答日、回答方法

質問受付期間内に受理したすべての質問内容及びそれに対する回答を取りまとめ、令和8年1月27日（火）までに旭市ホームページ上の当該案件ページに掲載する方法により行う。個別の回答送付は行わない。

なお、必要に応じて順次回答とする場合がある。

12 賃貸借契約の締結等

(1) 地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、旭市が事業者に対し、市有財産の一部を貸し付ける方法（賃貸借契約）により行う。

(2) 賃貸借料は、原則として、事業期間開始日（運用開始予定日）から発生するものとする。ただし、事業の進捗状況その他やむを得ない事情により運用開始予定日が変更される場合等には、旭市と事業者が協議のうえ、賃貸借料の発生時期及び算定方法について必要な調整を行うことができるものとする。

(3) 賃貸借料は、旭市の指定口座に、年度毎に旭市が指定する期限までに全額納入すること。なお、振込手数料は事業者の負担とする。

(4) 電力料金は、電力使用量に応じて算定したうえで年度毎に納入通知書を発送するので、旭市が指定する期限までに全額納入すること。

(5) 契約保証金

免除（旭市財務規則第148条第3項第7項の規定による。）

13 その他

(1) 本募集に係る費用は、すべて事業者の負担とする。

(2) 事業者は、提案書類が第三者の有する知的財産権を侵害するものではないことを旭市に対して保証するものとする。

- (3) 事業者は、提案書類が第三者の有する知的財産権を侵害し、第三者に対して損害を賠償し、又は必要な措置を講じなければならないときは、その賠償額を事業者が負担し、又は必要な措置を講じるものとする。
- (4) 旭市による施設内の人員配置の変更、他の広告媒体の増設、施設利用者数の変動等により、事業者の広告収入が減少した場合においても、事業者は旭市に対し一切の損害賠償を請求することはできない。
- (5) 事業者は、貸付期間が終了する前に自己都合により端末を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3か月前までに書面により旭市に通知しなければならない。
- (6) 書類の提出については、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提案者の不利益が生じても、本市はこの責任を負わない。提案者においては、配達記録郵便の利用又は電子メールの着信確認を行うなどの対策を講じること。
- (7) 参加申出書の提出以降、これを辞退する場合は、書面（様式任意）により令和8年2月12日（木）までに担当課まで持参、メール又は郵送により提出すること。
- (8) 本公告に定めのない事項については、旭市と事業者が協議のうえ定めるものとする。

14 問い合わせ先・書類提出先

〒289-2595

千葉県旭市二の2132番地
旭市役所 行政改革推進課

TEL：0479-62-5345

E-mail : gyokaku@city.asahi.lg.jp